

あいち・なごやノーベル賞受賞者記念室 展示室運營業務委託 仕様書

- 1 件 名 あいち・なごやノーベル賞受賞者記念室 展示室運營業務委託
- 2 業務場所 名古屋市中区栄二丁目 17 番 1 号
名古屋市科学館生命館地下 2 階サイエンスホール内
展示室面積：約 300 m²
ホワイエ面積：約 250 m²
- 3 業務要旨 あいち・なごやノーベル賞受賞者記念室（以下「記念室」という。）において、あいち・なごやノーベル賞受賞者記念室運営協議会（以下「協議会」という。）の指示に従い、展示室利用時の展示案内及び実演、ホール利用時の受付、司会及び機器操作補助、利用形態の切替その他記念室の運営等に係る業務を行う。
- 4 履行期間 令和 6 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まで
- 5 業務日及び業務時間
 - (1) 業務日 名古屋市科学館の開館日とする。詳細は別紙 1「あいち・なごやノーベル賞受賞者記念室 展示室運營業務委託指示書」（以下「指示書」という。）参照。
 - (2) 業務時間 午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。
※開館時間は、午前 9 時 30 分から午後 5 時まで（入館は 4 時 30 分まで）。
- 6 運營業務内容
詳細は指示書を参照すること。
 - (1) 開館時間（午前 9 時 30 分）までに、展示室の来室者カウンターリセット、当日の事業案内、実演時間及びテーマ等の案内の掲示、実演シフトの担当確認等を行う。
 - (2) 閉館時間（午後 5 時）後、来室者数・実演参加者数などの集計及び報告を行う。また、翌日の利用形態（展示室形態又はホール形態）が異なる場合は、形態の切り替えを行う。
 - (3) 展示室利用時は、展示室内及びホワイエを巡回し、来室者への展示案内を行う。
 - (4) 協議会が指定する時間及び回数の実演を行う。
 - (5) 実演に係る消耗品等を台帳により管理し、毎月末に協議会に提出する。また、消耗品等の補充及び交換等が必要な場合は、速やかに協議会に報告する。
ただし、実演に係る消耗品等は協議会から支給する。
 - (6) 展示品に不具合が発生した場合等、必要に応じて速やかに協議会及び協議会が指定する展示品維持管理事業者に報告する。
 - (7) ホール利用時は、協議会又は利用主体の事業者等の指示に従い、受付、司会及び機器操作補助等の業務を行う。
 - (8) 展示室に関する広報の業務補助を行う。
 - (9) 業務日毎に、業務日誌を協議会に提出する。
 - (10) 毎月 1 回、協議会に対して業務に関する定例報告を行う。
 - (11) 業務遂行上不明な点がある場合は、協議会に連絡し、その指示に従う。

7 準備業務内容

協議会の指示に従い、以下の業務を行う。

- (1) 展示室運営の準備業務
 - ・実験道具の整理収納
 - ・実験材料の加工及び仕分け
 - ・実演プレゼンテーション資料の調整、動作確認
 - ・実演装置の試験運転
- (2) 展示室管理の準備業務
 - ・来室者数記録台帳の作成
 - ・業務報告台帳の作成
 - ・実験参加者記録台帳の作成
 - ・実演プログラム紹介のポップ製作
- (3) 各種業務に対する改善案の提案
- (4) その他協議会が必要と認める業務

8 業務体制

- (1) 配置数は2ポストとする。ただし、ホールの利用形態切替時は、安全を確保するため3ポストが望ましい。
- (2) 本業務に従事する者（以下「従事者」という。）は、来館者等に対して適切な対応を行うことができる者で、以下に示す者とする。
 - ア 従事者のうち、現場責任者を1名以上選任するものとする。現場責任者は、週4日以上業務に従事するものとする。
 - イ 現場責任者は、博物館、博物館相当施設又は科学館等で2年以上の常勤勤務経験（展示案内、展示説明、ガイドツアー、博物館等事業の講師・講師補助等の業務）を有するものとする。
 - ウ 現場責任者以外の従事者は、本業務を遂行できる十分な知識と経験を有する者とし、以下に掲げる知識と経験を有する者とするよう努めるものとする。
 - ・科学実演に関する知識と経験を有する者
 - ・受付、司会等の知識と経験を有する者
 - ・ホールの照明・音響等機器の操作経験を有する者
- (3) 受託者はあらかじめ従事者名簿を作成し協議会に提出し、協議会から事前の承認を得ること。従事者を変更する場合も同様とする。
- (4) 従事者に事故があった時は、展示室の運営に支障が生じないよう速やかに代替の人員を確保すること。
- (5) 従事者が着用する作業服は受託者が調達するものとし、デザイン等については、協議会から事前に承認を得ること。

9 その他

- (1) 契約締結後、速やかに毎月の請求予定金額一覧を作成し、1部提出すること。
- (2) 従事者の控室、控室内電話及び館内移動電話は、協議会が指定し、貸与する。
- (3) 展示室又はホールの利用形態の切り替えは、展示品及び什器等を傷つけることのないよう、十分注意すること。

- (4) 本業務を行うにあたって、火災その他の事由により記念室及び名古屋市科学館の施設及び設備等に損害を与えることのないよう、十分注意すること。
- (5) 受託者の故意又は重大な過失により生じた損害については、受託者がこれを賠償する。
- (6) 名古屋市科学館が実施する防災訓練（年 2 回、名古屋市科学館休館日を予定。）には努めて参加すること。
- (7) 名古屋市科学館が実施する実演実験研修（年 1 回程度、名古屋市科学館休館日を予定。）には努めて参加すること。
- (8) その他、本仕様書及び指示書に定めのないことについては、協議会と受託者が協議の上決定する。
- (9) 本業務を行うにあたっては、別紙 2 「障害者差別解消に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

あいち・なごやノーベル賞受賞者記念室 展示室運営業務指示書

1 目的

あいち・なごやノーベル賞受賞者記念室の展示室運営業務に必要な事項を定め、来室者が自然科学分野のノーベル賞に関する理解を深め、科学を学ぶ行動に資することを目的とする。

2 業務の心得

- (1) 来室者の「安全・安心」をつねに心掛けて業務に従事すること。
- (2) 業務に従事する時は、常に服装や言動は配慮すること。
- (3) 来室者および協議会職員等に対する応接は明瞭に行うこと。
- (4) 来室者が科学を学ぶために良い環境を創出するように心掛けること。
- (5) 来室者の視点で必要な案内、助言を心掛けること。
- (6) 控室や部品保管場所等を含め、整理整頓・清潔を心掛けること。
- (7) 問題解決にあたっては、早期対応を心掛けること。

3 業務日及び業務時間

(1) 業務日

下記の休館日を除く名古屋市科学館開館日とする。

令和6年度契約期間中 145日間

令和7年度契約期間中 296日間

令和8年度については、295日間を予定として別途指示する。

令和9年度については、151日間を予定として別途指示する。

<休館日>

毎週月曜日（祝日の場合は、その直後の平日）

毎月第3金曜日（祝日の場合は、第4金曜日）

年末年始 12月29日～1月3日

ただし、臨時開館日と臨時休館日については変更する場合がある。

また、地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による出勤困難な場合、受託者の責によらないものとして、業務履行の義務を免除することがある。

(2) 業務時間

午前9時から午後5時30分までとする。

4 業務内容範囲（一般事項）

(1) 展示室巡回

- (2) 展示品使用方法の助言
- (3) 実演の実施
- (4) 実演消耗品等の管理、及び管理台帳の作成
- (5) 来室者数管理
- (6) 展示 ホール 切り替え
- (7) 受付 司会 機器操作補助
- (8) その他、展示運営業務に必要な業務

5 業務内容範囲（特記事項）

(1) 実演（別添1 参照）

場 所：実験コンテナ付近

演 者：基本1ポストで対応

回 数：1日あたり2回～4回（平日と休日で異なる）

時 間：1回あたり20分程度

対 象：小学3年生以上～大人

人 数：1回あたり5人程度

演 目：8種類の中から選択

（別添1から選択するが、実演実験演目が追加となる場合は協議会の指示に従うこと）

その他：準備、片付け、実演道具の管理、参加呼びかけ・整列・誘導等

実演にあたっては、担当学芸員のチェックを受けるとともに、スタッフ間での研修など、資質向上に努めること。

(2) 展示 ホール切り替え

- ・見学者の退出誘導

- ・展示の収納準備

- ① 展示品の電源off コンセント外しを展示維持担当に依頼

- ② 展示関係品（シートなど）を外し片付ける

- ・展示品の移動

- ① 島什器（12個）格納場所に手動で収納

- ② 実験コンテナ 企画展示コンテナ 自走ユニットを操作して収納

- ・ロールバックチェアの送出

- ① 操作担当者と目視安全確認担当者

- ② 側面フェンス等のセット

- ③ 組み立て椅子のセット

★ホール 展示の切り替えは逆手順

(3) ホール使用時の事業補助

事業実施者との調整を行い、指示を受け、下記の補助業務を 2 ポストの範囲で行う。

- ・受付

- ・司会

司会やその補助、質疑応答のマイク係等を行う。

- ・機器操作補助

コンソール内、または可搬式の演台に設置した操作卓において、①映像切替、②音響、③照明の操作補助を行う。

- ・協議会の指示により、ホワイエに一部展示を設置する。その際には来場者をカウントし、さらに協議会の指示により、ホワイエにて実演を行う。

(4) その他運用

- ・記念室入口のカウンター

入室者数の計測のため、毎日カウンターのリセットおよび目視による確認と記録を行うこと。

- ・取扱説明書

個々の展示品②ロールバックチェア操作③照明機器操作④音響機器操作等の取扱説明書一式を控室に貸与常備する。

- ・来館者からの問い合わせ対応

名古屋市科学館の館内の展示、イベントなどの情報について、来館者からの問い合わせに対応すること。

- ・パンフレットやチラシの管理、補充

- ・機器不具合をはじめ、トラブル発生時には、すぐに報告すること。

(別添1)

実演実験演目 8種類

	テーマ	概要・目的
1	鏡にうつった姿は？	ブロックを組み合わせて鏡合わせの形（鏡像）の立体構造について学ぶ。
2	沈めてみよう～浮力の実験～	浮力と重さに関する物理実験を通して、理論と実験の関係について学ぶ。
3	三角形の面積を半分にしよう	表題の問題に取り組み理論物理学における数学の重要性を体験する。
4	ウミホタルを光らせよう	乾燥ウミホタルを使った実験で、生きものの発光のしくみを学ぶ。
5	結晶をつくる	ミョウバンの結晶づくりの過程を段階ごとに再現し、そのでき方を知る。
6	色からみる光の仕組み	色の3原色と光の3原色の実験から白色の光の秘密を学ぶ。
7	アミノ酸ならべ	20種類のアミノ酸が描かれたトランプで、タンパク質との関係を学ぶ。
8	切っても切れない電池と回路	電子部品の入ったブロックを使って電池と回路の関係を学ぶ。

上記機器操作ができること。実演内容を理解して説明できること。

なお、実演実験演目については今後追加することがある。

実演実験（結晶をつくる）の様子



実演回数

（平日）… 2回

11:00～

15:00～

（休日：土日祝及び小中学校の長期休業期間）… 3回

11:00～

14:00～

15:00～

（お盆などの繁忙期）…協議の上、4回とする場合がある

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

- 第 1 条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成 30 年名古屋市条例第 61 号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成 28 年 1 月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- 2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

- 第 2 条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。